議案第158号

訴訟の提起について (港湾局関係)

次のとおり土地賃料等支払請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名			事件概要
1	原告	大阪市	本市は、被告に対し貸し付けている港区港晴5
	被告	東洋埠頭株式会社	丁目2番87の市有地の一部、同区同5丁目2番88
2	2 大阪地方裁判所		の市有地の一部、同区石田3丁目3番1の市有地
	土地賃料等支払請求事件		の一部及び同区同3丁目3番2の市有地の一部
			(以下これらを「本件各土地」という。) に係る平
			成26年4月1日以後の各年度の賃料をそれぞれ
			金13, 130, 340円、金8, 899, 302円、金29, 632, 732円
			及び金3,934,022円とすることとした。これに対
			し、被告は、本件各土地に係る同日以後の各年度
			の賃料について、従前の賃料に相当する額しか支
			払わず、金140,902,740円を滞納しているので、被
			告に対し、上記金員及びこれに対する遅延損害金
			の支払を求めるもの

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

土地賃料等支払請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。